

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

短期人間ドックの検査費用を助成します

町では、国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、町の契約医療機関で短期人間ドックを受診する場合に費用の一部を助成します。

	国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者										
対 象	<p>次の①から⑤に全て該当する方</p> <p>①国民健康保険の被保険者</p> <p>②年齢が満30歳以上の方</p> <p>③国民健康保険税に未納がないこと</p> <p>④短期人間ドック助成制度を利用してから6か月以上経過していて、同一年度でないこと</p> <p>⑤同一年度内に特定健康診査を受診していないこと</p>	<p>次の①から⑤に全て該当する方</p> <p>①後期高齢者医療制度の被保険者</p> <p>②後期高齢者医療保険料に未納がないこと</p> <p>③短期人間ドック助成制度を利用してから6か月以上経過していて、同一年度でないこと</p> <p>④同一年度内に特定健康診査と後期高齢者医療健康診査を受診していないこと</p> <p>⑤同一年度内に国民健康保険の短期人間ドック助成事業を利用していないこと</p>										
助 成 額	<p>短期人間ドック検査費用額(基本検査+オプション検査)の70%を助成します。上限額は次のとおりです。</p> <p>○助成限度額</p> <p>東陽病院を利用する場合 →60,000円</p> <p>東陽病院以外の契約医療機関を利用する場合 →50,000円</p> <p>※MRI・MRAのみの受診は、助成の対象となりません。</p>	<p>〔例〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査費用額</th> <th>消費税</th> <th>検査費用額合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40,000円</td> <td>4,000円</td> <td>44,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町助成額</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(44,000円×70%) 30,800円</td> <td>(44,000円×30%) 13,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この場合、医療機関には13,200円を支払っていただきます。</p>	検査費用額	消費税	検査費用額合計	40,000円	4,000円	44,000円	町助成額	自己負担額	(44,000円×70%) 30,800円	(44,000円×30%) 13,200円
検査費用額	消費税	検査費用額合計										
40,000円	4,000円	44,000円										
町助成額	自己負担額											
(44,000円×70%) 30,800円	(44,000円×30%) 13,200円											
利用方法	<p>①契約医療機関で利用日を予約のうえ、住民課国保年金班窓口で「短期人間ドック利用承認申請書」に必要事項を記入します。</p> <p>【申請に必要なもの】被保険者証、印かん</p> <p>②後日、住民課国保年金班から「短期人間ドック利用承認書」が郵送されますので、医療機関へ提出し、検査終了後に自己負担額のみを支払います。</p>											

■契約医療機関

契約医療機関名	所在地	電話番号
東陽病院(※短期人間ドックは月・水曜日に実施)	横芝光町宮川12100	☎84-1335
さんむ医療センター	山武市成東167	☎0475-82-2521
浅井病院	東金市家徳38-1	☎0475-58-1407
旭中央病院	旭市イの1326	☎62-3822
亀田クリニック健康管理センター	鴨川市東町1344	☎04-7099-1115
亀田総合病院附属幕張クリニック	千葉市美浜区中瀬1-3 CD-2	☎043-296-2321

※上記以外の病院で人間ドックを受けた場合は、助成の対象となりません。

申問住民課国保年金班 ☎84-1214